

屋外広告物木質化に係る 「みやこ^{そまぎ}杉木」供給事業実施要領

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本事業は、日常生活の中に「木」のある環境を整備し、「木の香りやぬくもりのある暮らし」の普及を支援することにより、地域の林業や木材関連業界の活性化を図り、市内の森林の保全につなげることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、以下の事業を行う。

- 1 京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）は、屋外広告物等（京都市屋外広告物等に関する条例第2条第3号に定める特定屋内広告物含む）の設置を行う店舗等の事業者（以下「申請者」という。）を対象に、上限金額（税抜）8万円相当（1割は申請者負担。加工費含む）の京都市地域産材「みやこ杉木」（以下「みやこ杉木」という。）を供給する。上限金額（税抜）を超えた分についても申請者の希望に応じて供給するが、その費用は申請者負担とする。なお、消費税等その他必要となる諸費用は申請者負担とする。
- 2 協会が供給する「みやこ杉木」は、協会が供給可能なものとする。なお、一部の材料は、協会事務局において見本展示を行う。

(募集方法)

第3条 募集は協会のホームページにて告知を行うとともに、行政関係機関及びイベント等にて広報紙を配布する。

(募集件数)

第4条 供給件数は予算の範囲内（約30件）とする。

(申請条件)

第5条 本事業の応募対象は、次項の条件のとおりとする。

- (1) 個人及び法人等の団体で、市内に住所を有する店舗等（賃貸を含む）に屋外広告物を掲示しようとする事業者であること。
- (2) 店舗等の事業者が、屋外において常時又は一定の期間継続して公衆に掲げる看板や広告等を木製で製作する場合の「みやこ杉木」の材料代（加工費含む。ただし、加工費は「みやこ杉木」の材料代の概ね3倍までとし超過する費用は申請者負担とする）を対象とする。

- (3) 店舗等は、既に営業している、又は年度内に営業を開始するもの。ただし、宿泊施設において年度内に使用を開始できない場合は、協会が別途定める「誓約書」を提出すること（「みやこ杣木」の供給を受けた日の翌日から起算して、当該宿泊施設の使用開始時期が1年間を超える場合を除く）。
- (4) 本事業の趣旨により、供給された「みやこ杣木」は、その耐用年数が経過したと判断されるまでは維持・管理すること。
- (5) 「みやこ杣木」の普及啓発のためのパンフレット又はホームページ等への使用状況写真を掲載することがあることを承諾していただけること。
- (6) 協会が行う使用状況に係る検査に協力していただけること。
- (7) 「みやこ杣木」を加工する事業者は、協会に登録されている事業者に限る。※1
- (8) 京都市優良屋外広告物補助金との併用は可能であるが、補助対象とする費用を重複してはならない。

（申請）

第6条 本事業の申請は、下記の書類を協会へ直接、正本1通、副本2通を提出しなければならない。

- 1 申請書（第1号様式）
- 2 申請に係る承諾書（第2号様式）
- 3 注文書（第3号様式）
- 4 屋外広告物を設置する予定箇所の写真（任意様式）
- 5 位置図・配置図（縮尺200分の1程度のもの）（任意様式）
- 6 木製屋外広告物の設計図（着色されているもの）（任意様式）
- 7 京都市屋外広告物等に関する条例第9条に基づく許可が必要な場合には、京都市長（担当：京都市都市計画局広告景観づくり推進室）の許可書の写し（許可不要の場合は事前協議済書（担当：京都市都市計画局広告景観づくり推進室））が必要です。※2）
- 8 宿泊施設においては旅館業の許可証の写し。提出期限は協会が別途指定する。

（供給の決定）

第7条 協会は、申請を受理後、順次申請内容を厳正に審査し、その結果を速やかに申請者へ文書にて通知する。

なお、申請件数が募集件数を越えた場合は、予算の範囲内で供給する。

（事業の変更）

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（第4号様式）を速やかに協会へ提出し、書面にて協会からの承認を得るものとする。

(「みやこ杣木」の引渡し)

第9条 申請者は、供給の決定通知を受け、「みやこ杣木」の引渡し準備完了の連絡を受け次第、速やかに協会事務局で「みやこ杣木」を引き取るものとする。

(「みやこ杣木」の使用状況の確認)

第10条 申請者は、「みやこ杣木」の使用状況が確認できる状態時(完了直後等)に、協会の検査を受け入れなければならない。また、申請者は、木質看板の設置が完了次第、速やかに下記の書類を協会へ提出しなければならない。報告期限は、令和2年2月14日(協会必着)までとする。

- (1) 報告書(第5号様式)
- (2) 使用状況写真(第6号様式)

(補助の中止及び返還)

第11条 次項に該当する場合は、協会は供給した「みやこ杣木」相当額を申請者から返還させることが出来るものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 供給された「みやこ杣木」を使用した木質看板の設置後5年を経過することなく解体等された場合。但し、災害等不可抗力による場合を除くものとする。
- (3) 民泊施設において旅館業許可証の写しが提出されない場合。ただし、年度内に使用を開始できない場合は、協会が別途定める「誓約書」を提出すること(「みやこ杣木」の供給を受けた日の翌日から起算して、当該民泊施設の使用開始時期が1年間を超える場合を除く)。
- (4) 違法な表現、設置により京都市より撤去命令を受け供給された木材を撤去した場合。※3

※1 京都市域産材「みやこ杣木」を加工される業者は京都市域産材供給協会へ製品取扱い事業者としての登録が必要です。問い合わせ先 京都市域産材供給協会(電話:075-406-2671)

※2 協議書は即日発行されませんのでご注意ください。問い合わせ先 京都市都市計画局広告景観づくり推進室(電話:075-708-7690)

※3 違法な表示や設置を未然に防ぐため、屋外広告物の表示や設置は京都市に屋外広告業の登録されている業者に依頼してください。違法に表示、設置された屋外広告物は京都市より指導、撤去の対象となります。問い合わせ先 京都市都市計画局広告景観づくり推進室(電話:075-708-7690)